



2021年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 藤原 一朗
(コード番号:8522 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 水野 秀樹
(TEL. 052-951-5911)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2021年11月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の一部見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月開催予定の第104期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当行の社外取締役及び監査等委員を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として現行のストックオプション制度に代えて導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度の概要につきましては、現在、設計中であります。詳細が決定し次第、速やかに開示させていただきます。

以 上